

2020(令和2)年6月12日

原 告 黒田英彰他 28名  
被 告 国  
原告訴訟ら訴訟代理人  
弁護士 鳥海準 他

東京地方裁判所 御中

証拠説明書

号証	原本・ 写し の別	標目	作成者	作成日	立証趣旨	備考
甲1	写し	通知 (東空 保16 号)	東京航空 局長	令和元 年12 月16 日	① 昭和45年11 月16日付で出 された川崎石油 コンビナート地 域上空の飛行制 限の通知(東空航 710号—甲2) を廃止したこと	
甲2	写し	通知 (東空 航71 0号)	東京航空 局長	昭和4 5年1 1月6 日	① 川崎市長からの 要望を受け、東京 国際空港に離発着 する航空機につい て、原則として川 崎石油コンビナート 地域上空を避け、適 切な飛行ルートを取 らせること ② 東京国際空港に離 発着する航空機以外 の航空機は、川崎コン ビナート地域上空 における飛行を避 けるとともに、やむを 得ず上空を飛行する 必要のある場合は低 高度(3000ft 以下)の飛行は行わ ないこと	① の部分 が甲1 によつ て廃止 された  ② の部分 は残っ ている
甲3	写し	意見書	川崎市議 会議長	昭和4 1年3 月10	相次ぐ大型旅客機の 事故を受けて、川崎 市民を航空機事故に	

				日	起因する不測の災害から守るために「臨海工業地帯上空の飛行禁止」に関する要望が地方自治法99条に基づき提出された事実	
甲4	写	要望書	川崎市長 金刺不二 太	昭和45年7月20日	川崎市長から当時の運輸大臣に宛てて、川崎市石油コンビナート上空の飛行制限措置の強化を求める要望書	要望書は「空港第136号」に触れている
甲5	写し	地図	国土交通省	令和元年頃	離陸に関する羽田新飛行ルートと多摩川水系の「生態系保持空間」と川崎臨海部石油コンビナートの位置関係 すなわち、新飛行ルートによって離陸する航空機は多摩川の「生態系保持空間」上を飛行し、川崎臨海部石油コンビナート上空に至ることとなり、バードストライクの危険が現実化すれば航空機は川崎石油コンビナートの諸設備に衝突し、予想困難な大事故に発展する可能性がある	
甲6	写し	地図	杉江弘、 山口宏弥	令和元年頃	着陸に関する新飛行ルートは、図面の紫、黄色、緑の各ラインを飛行するが、いずれの場合にも航空機に格納されている車輪を着陸のために外に出す上空3000ftの地域は、 1) 悪天候の時には新宿周辺、 2) 好天時には表参道や代々木八幡	①作成者はいずれも元日本航空の機長であり、杉江は日本航空の安全推進部に所属していた時に、着陸についての降下角に関する「スタビラ

					<p>上空ということとなる事実</p> <p>従って、氷塊や部品等が落下する恐れの一番多い車輪を出す地点は、新宿、渋谷の都心を飛行することになること</p>	<p>イズド・アプローチ」(安定的な侵入)を考案した人物</p> <p>②この図面は、国土交通省から出された「これから羽田」を基に作図したもの</p>
甲 7 の 1	写し	質問主 意書	松原仁	令和元 年1月 20日	各航空会社の飛行機が新たに都心低空飛行ルートを飛行する際の法的根拠を内閣に問い合わせたもの	
甲 7 の 2	写し	答弁書	内閣総理 大臣安倍 晋三	令和2 年1月 31日	南風時に運用される新たな飛行ルートの定めは、航空法施行規則第189条2項に基づき定められたものである旨の回答	
甲 8	写し	AIP チ ャート	国土交通 省航空局	201 9年1 2月5 日 公 示、 202 0年1 月30 日施行	降下角3度でC滑走路に着陸するチャート	着陸に関するチャート
甲 9	写し	AIP チ ャート	国土交通 省航空局	201 9年1 2月5 日 公 示、 202 0年1 月30 日施行	降下角3・45度でC滑走路に着陸するチャート	着陸に関するチャート
甲 10	写し	AIP チ ャート	国土交通 省航空局	201 9年1 2月5 日 公	降下角3度でA滑走路に着陸するチャート	着陸に関するチャート

				示、 202 0年1 月30 日施行		
甲11	写し	AIP チャート	国土交通省航空局	201 9年1 2月5 日 公 示、 202 0年1 月30 日施行	降下角3・45度で A 滑走路に着陸する チャート	着陸に関するチャート
甲12	写し	AIP チャート (VAM OS TWO DEPA RTUR E)	国土交通省航空局	201 9年1 2月5 日 公 示、 202 0年1 月30 日施行	<p>① 国土交通省は、川崎コンビナート上空の飛行制限の撤廃を受けて、2020年1月30日から施行するAIPチャート(航空路誌)を2019年12月5日に発表していること</p> <p>② このAIPによると、多摩川上空では地上から600フィート(183m)辺りを飛行すること</p> <p>③ 多摩川水系の生態系保持空間の上空183mを飛行すれば、保護されている野鳥などとの衝突の現実的危険があること</p> <p>④ 多摩川上空を飛行した航空機は、その後川崎コンビナート上空を飛行することが予定されていること</p>	AIPとは、国際民間航空条約第15付属書、航空法99条及び航空法施行規則209条の2に基づいて国土交通省降雨空局が発行する航空情報の1つ 離陸に関するチャート

甲13	写し	AIP チャー ト (LAX AS TWO DEPA RTUR E)	国土交通 省航空局	201 9年1 2月5 日公 示、 202 0年1 月30 日施行	経由地点の 「HOBBS」は甲12 の1と全く同じ経路 を通るため、甲12 の1と全く同様の問 題を抱える	離陸に關す るチャート
甲14	写し	AIP チャー ト (NIN OX TWO DEPA RTUR E)	国土交通 省航空局	201 9年1 2月5 日公 示、 202 0年1 月30 日施行	経由地点の 「HOBBS」は甲12 の1と全く同じ経路 を通るため、甲12 の1と全く同様の問 題を抱える	